

多摩市パークマネジメント計画【概要版】

1章 公園・緑地の取り巻く動向

近年の公園・緑地を取り巻く環境は、少子化・高齢化・人口減少の進行、ニューノーマル社会の進展、ICT化・デジタル化の進行、地球温暖化の深刻化、気候変動に伴う災害の激甚化・頻繁化など、急速に大きく変化しています。

このような動向を踏まえ、公園には、安全・安心で快適な、緑豊かな美しい環境の形成を目指すだけでなく、時代の変化や人々の価値観の多様化に伴う新たな課題への対応と、積極的な施策展開やストック効果の最大化が求められています。また、こうした市民ニーズへの対応の具体例として、公民連携のもとで都市公園の整備・管理・運営や緑地の保全、緑化の推進を進め、多様な機能を発揮させるなどにより、各都市や地域が抱える環境・経済等の課題に応える動きも活発になっています。

2章 パークマネジメント計画の方向性

■多摩市の公園の現状

令和5年度時点で、開設から30年以上経過した公園が約8割を占めており、10年後には約9割を超える見込みです。また、多摩市が管理する公園は、街区公園が約6割を占めています。公園面積、都市緑地、近隣公園、街区公園、総合公園、地区公園の順に総公園面積が広い状況です。

■利用者ニーズの把握

本計画の策定にあたって、事前に利用者ニーズの把握は、令和5年6月に実施した「市民アンケート」や、令和5年9月に実施した各地域開催の「ワークショップ」より行いました。

■公園の管理運営に係る課題

社会・経済状況や、多摩市の公園を取り巻く環境の変化等を背景に、公園の管理や運営に関する課題が多様化・複雑化しています。

○施設の老朽化に対する課題

老朽化している公園施設が顕在化しており、今後、大規模な更新、維持管理費用が必要となっています。また、子どもが使用することを前提とした公園が多く、時代の背景や求められている公園機能に対して対応できていない状況です。そのため、公園に求められている効果を得るために改修整備を行う必要があります。

○樹木の経年成長に対する課題

公園・緑地の多くの面積を樹木・樹林が占め、施設と同様に、開園後30年以上を経過し適切な維持管理が今以上に必要であるものの、樹木が多く全てに対応できていない状況です。景観形成や安全性の確保、大気浄化、生物多様性の確保等の機能を発揮するため、適正な樹木配置や管理を行い、量から質への転換を図る必要があります。

○多様な主体との連携による公園の管理運営

より効果的・効率的な公園管理運営や、市や公園の魅力向上には、市民や市民団体、民間事業者等の多様な主体との連携が必要です。

○公園の利活用の推進

多摩市では、現状公園での営利目的使用や火気使用については原則許可していませんが、公園でのキッチンカーやバーベキューなどの利用ニーズもあることから、今後、条例等を見直し、幅広い利用ができる環境を整える必要があります。

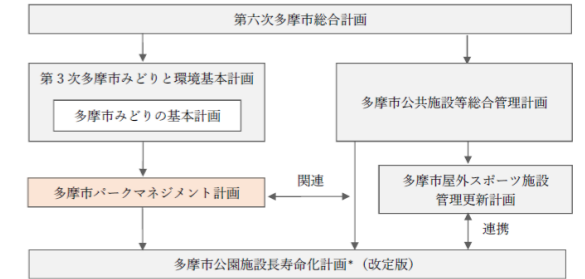
3章 パークマネジメント計画の概要

パークマネジメント計画とは、多摩市の公園・緑地全体に関する計画であり、公園のあり方や効果的な公園管理運営手法、施設や樹木の維持管理方針を定め、限られた財源の中で効果的な公園管理を行っていく計画です。「第六次多摩市総合計画」や「第3次多摩市みどりと環境基本計画」などの下位計画に位置付けられます。

計画期間は、令和6(2024)年度～令和15(2033)年度の10年間です。

■対象公園・緑地

種類	種別	種別	箇所数	面積 (㎡)
都市公園	住区基幹	街区公園	133	412,925.63
		近隣公園	25	651,545.93
	都市基幹	地区公園	1	11,586.69
		総合公園	3	285,504.01
	緑地	緑地	46	651,960.47
計			208	2,013,522.73



4章 計画の理念

5章 パークマネジメント計画の基本方針及び具体的な施策

■基本理念

人がつどい・地域とつながり・とものつくる

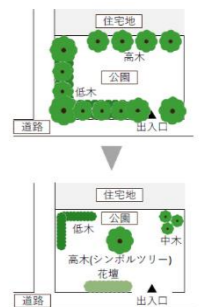
■基本方針

本計画の上位方針である「第3次多摩市みどりと環境基本計画」の取組方針のB(みどりの保全・確保)、C(みどりの利活用)と関連付けて設定しています。

基本方針	施策の方向性	施策	
豊かな緑の価値を高めます	1 緑の適正な維持管理	1-1 公園の樹木管理	
		1-2 緑地・樹木地の樹木管理・更新	
多様な使い方のできる公園をつくります	2 公園のストック効果向上	2-1 公園の適正な配置の見直し	
		2-2 公園機能に合わせた施設配置	
		2-3 インクルーシブな遊び場の整備	
		2-4 トイレの機能向上	
「やりたい!」ができる仕組みをつくります	3 計画的な施設の補修・改修	3-1 利用者ニーズを踏まえた公園リニューアル	
		3-2 公園施設長寿命化計画に基づく維持管理の推進	
		4 公園の利活用の促進	4-1 条例等の見直しと公園ルールの緩和
			4-2 民間活力導入の検討
		5 持続可能な公園管理運営	5-1 新たな管理体制の構築
5-2 持続可能な市民協働と新たな関わり			

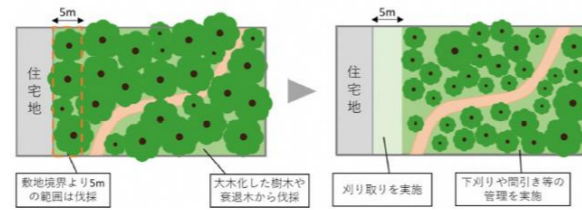
■施策 1-1 公園の樹木管理

樹木には、多様な機能や役割があり、適切な管理を実施することでその機能が発揮されますが、樹齢、植栽場所、環境や管理状況によっては、枯死や倒木の発生等のリスクも増加します。そのため、樹木の管理目的を設定し、適正に管理を行うことで、利用者や隣接地のリスクを減らし安全・安心な空間を創出します。



■施策 1-2 緑地・樹林地の樹木の管理・更新

大木化や衰退が進行している樹木を更新し、ボランティアとの協働により更新・管理を進め、隣接地への影響の低減や利用者の利便性向上、生物多様性の保全を図ります。



■施策 2-1 公園の適正な配置の見直し

既存の公園を活用しストック効果を高めることが求められています。そのため、ニーズに合わせた公園づくりを行うことで様々な役割の公園をつくり、市民が活用しやすい空間を創生していきます。

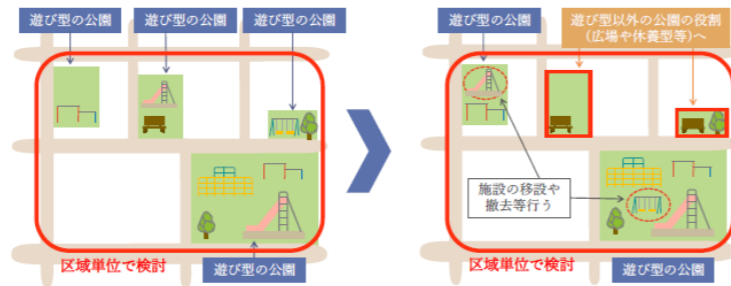
既存公園、提供公園*や寄付等による新規公園及び公園の再編に関して、それぞれ方向性を設定します。

■施策 2-2 公園の機能に合わせた施設配置

今後、ニーズに合わせた公園づくりを行うために、現状を把握し機能再編を行い、市民が活用しやすい公園や様々な役割の公園があることで公園利活用の幅を広げます。

○ニーズにあわせた機能再編の推進

公園施設の更新時や公園のリニューアルの際には、付近の公園の機能を踏まえたうえで、更新する施設をそのまま撤去する、または、別の施設に置き換えるなどの検討をしていきます。複数の公園をひとつの区域と設定し、公園施設の再編や集約を検討します。



機能再編イメージ

○モデル区域での取組

モデル区域を設定し、複数の公園を対象として機能の再編を図り、1つの公園だけではなく区域内の対象公園全体で考えることで区域内に様々な利用できる空間を目指します。

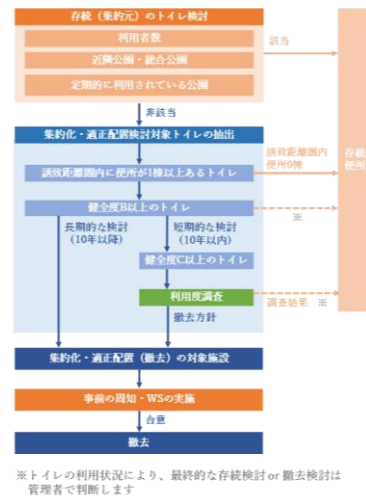
■施策 2-3 インクルーシブな遊び場の整備

インクルーシブな遊び場の整備に適した公園の要素を整理し、要件を満たす公園を選定することで、設計と合わせてワークショップを開催し、様々な人との意見交換やコミュニティづくりを行っていきます。また、インクルーシブな遊び場の整備と合せて、遊び場の運営体制を構築していきます。

■施策 2-4 トイレの機能向上

現在のトイレ配置状況は、特定のエリアに密集している状況となっています。公園面積当たりの設置数や設置割合は多く、建設されてから年数が経ち、老朽化が進行し、洋式化されていないトイレやトイレトーパーが設置されていないトイレも多いことから利用しづらいだけでなく、多くの維持管理費用が必要な状況にあります。

限られた予算の中で公園トイレの機能改善を図っていくため、利用頻度や健全度を考慮のうえ現在96棟ある公園トイレを3分の2程度に集約します。集約を行うことで計画的に洋式化や改修による機能改善を図り、利便性や快適性を高めます。



※トイレの利用状況により、最終的な存続検討 or 撤去検討は管理者で判断します

■施策 3-1 利用者ニーズを踏まえた公園リニューアル

総合公園や近隣公園等の規模の大きな公園やスポーツ施設のある公園は、健全度調査の結果や計画的な補修・改修のスケジュールに合わせて、公園利用者のニーズを踏まえながら公園全体のリニューアルを行います。関連計画との整合を取りながら年次計画を作成し、設計・改修工事を進めていきます。

年度	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
公園名			一本杉公園			瓜生緑地				諏訪南公園

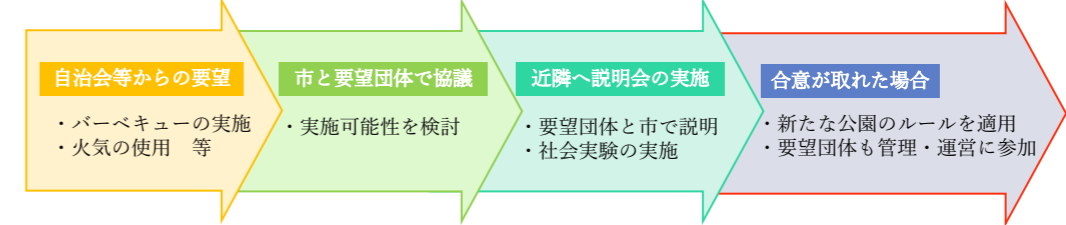
リニューアル年次計画

■施策 3-2 公園施設長寿命化計画に基づく維持管理の推進

「多摩市公園施設長寿命化計画(改定版)」に基づき、計画的に施設の補修や更新等を行うことで、公園施設や公園橋梁の長寿命化を図ります。計画と実態との間の乖離の改善を図るため、適宜、点検を行い公園施設の機能保全に支障となる劣化・損傷を未然に防止していきます。また、現状の課題や市民ニーズを踏まえた適切な維持管理や公園利用者の安全確保を図ります。

■施策 4-1 条例等の見直しと公園ルールの緩和

公園のストック効果向上ではニーズに合わせた公園づくりを行うためハード面の整備を行いますが、ソフト面でもニーズに合わせた対応が必要となります。そのため、公園ルールについて、自治会や利用団体等から要望があり、対象公園から影響のある範囲の地域住民に理解が得られる場合は、独自のルールを決めて公園の利活用を推進できる考え方の整理を行います。その場合は、公園運営に要望団体が主体的に関わるものとしします。



■施策 4-2 民間活力導入の検討

公園施設の管理運営への民間活力の導入拡大に向けて、指定管理者制度の導入による管理運営の効率化を基本としつつ、民間活力導入の需要が見込まれる公園においては、対象公園内における民間収益施設の導入可能性(導入する公園施設の種類、公園面積・オープンスペースの保有状況及び都市公園法上の建蔽率の制限等)を考慮して、対象公園に適した官民連携(PPP/PFI)手法の方向性を分類・整理します。

導入可能性のある公園の改修整備にあたっては、Park-PFI制度の導入検討により、民間ノウハウを活用した公園の改修整備とともに、誰もが楽しめる賑わいある公園としてリニューアルを図っていきます。

■施策 5-1 新たな維持管理体制の構築

対象公園の特性に合わせた官民連携手法(PPP/PFI)等を検討し、導入する際には、管理者を主体とした市民・地域団体(ボランティア)・市との連携強化による公園の管理運営面での魅力向上など、民間のノウハウや活力を生かし、市民サービスの向上を図っていくことを推進していきます。

■施策 5-2 持続可能な市民協働と新たな関わり

持続可能なボランティア制度とするために、制度の見直しやボランティアの新しい関わり方などを検討し、継続的に関わる環境を整えるとともに新たな需要を持たせ魅力の向上を図ります。

また、これまでのような管理に関するボランティアだけでなく、新たに、公園運営に参入できる仕組みとすることで、これまで参加されていない方にも公園に関わっていただけるような環境を整えていきます。